

《集中改革プラン項目シート》

項目		項目番号	1
将来負担比率の改善		所管	総務部 財政課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>将来負担比率はH23決算で183%（H21プラン策定時＝176%）で、早期健全化基準の350%と比較して半分程度ではあるが、3大懸案事業による借り入れなどが累積しており長野県下市町村では最高値である。</p> <p>次世代に過度な負担を残さないためにも比率を低下させる必要があるため、一般会計の起債残高を減少させることを中心として、特別会計、公営企業会計において経営の効率化を図るほか、昭和伊南総合病院の経営健全化、土地開発公社や第3セクターの経営健全化を進め、さらなる財政の健全化を図る必要がある。</p>	<p>【当初目標】計画期間内において起債残高が25億円、比率が35%低下し、H26決算は140%以下である。</p> <p>【目標の見直し】H23決算の指標値183%と、3カ年計画（H25-27）の財政計画とを勘案し、H24以降の目標値の見直しを行った。</p> <p>○普通会計の地方債残高（普通債に限り、臨時財政対策債を除く。） H21年度160億円→H26年度135億円（期間中△25億円） ※当初目標どおり</p> <p>○ふるさとづくり基金及び財政調整基金の年度末残高目標 H21年度末残高11.5億円 →H26年度末残高9億円（当初目標＝14億円）</p>
市関与の必要性	
安定して持続可能な財政運営を行わなければならない。	

解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）

	普通会計地方債の内、普通債残高管理(毎年5億縮減)		公共下水道事業の発行額(新規発行を5億程度に抑制)		・昭和病院改革プラン支援 ・土地開発公社健全化推進		第3セクター経営健全化推進(事業継続の判断・完全民営化等)		基金残高(ふるさと+財調)		将来負担比率(%)		改革項目の具体的な実施状況と今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21		160億		3億						11.6億		177%	
H22	155億	151億	5億円程度	2億		推進		検討	12億	13.1億	171%	168%	<ul style="list-style-type: none"> ・将来負担比率168% ・起債の抑制に努め、普通債残高を△8億円の143億円とした。 ・公営企業負担、3セク負担、伊南行政連結赤字は、いずれも改善した。 ・基金(ふるさと+財調)残高を+1.4億円の13.1億円とした。
H23	150億	143億		3億					12.5億	13.1億	165%	183%	<ul style="list-style-type: none"> ・将来負担比率は183%で、目標(165%)に対し+18ポイント、前年度に対し+15ポイント悪化した。企業会計への繰出見込みが高く算定されたことや標準財政規模が縮小したことなどが原因。 ・普通会計の普通債残高は、143億円で目標の150億円より△7億円。 ・3セクのうち(財)開発公社はH25に解散整理する方向づけをした。
H24	145億								13億 12億		157% 187%		<p>当面は公共下水、農集排を中心とした公営企業への繰出しに関する比率が高く算定される見込みとなり、3カ年計画(H25-27)に合わせ目標値の再設定を行った。</p>
H25	140億							(財)公社解散	13.5億 9億		148% 178%		<p>当初目標設定時には(財)公社解散時に3セク債3億円の財源を見込んでいたが、その後借り入れないこととなったため、その分、基金残高が減少。</p>
H26	135億								14億 9億		140% 175%		<p>当初目標で改善手段とした「普通債残高」は目標変更せず取り組む。その他の指標を構成する項目には不確定要素が非常に多いが、この目標値以下になるよう努める。</p>

《集中改革プラン項目シート》

項目番号		11	
項目	組織機構見直しと適正な定員管理	所管	総務部 総務課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>社会経済環境が大きく変化する中であって、新たな行政課題や複雑化する地域課題に的確に対応し、より「質」の高い公共サービスの提供と満足度の高い市民価値の創造を実現することが求められている。一方で、厳しい財政状況の中、総人件費の抑制が大きな課題となっている。</p> <p>○財源、職員など限られた行政資源を効果的、効率的に活用できる仕事の進め方や組織体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービスの提供システム（行政サービスの担い手）の見直し ・ 組織運営の見直し ・ 組織機構改革等 <p>○総人件費の抑制のため、上記視点の見直しを踏まえた定員管理の適正化の推進</p> <p>行政経営品質向上活動の基本的な考え方である「市民本位（市民価値の創造と提供）」「職員重視（職務を明確にし、ひとつづくり、能力発揮、やりがいの職場づくりを推進、組織目標と連動する個々の目標の明確化を図ることによる主体性の向上）」「独自性（独自の組織運営の構築）」「社会との調和」を基本として改革を進める。</p>	<p>（目指す状態）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービスを効果的・効率的に提供するための最も確かな主体（担い手）や仕組みが構築されている状態 ・ 新たな行政課題や極めて専門性の高い複雑な課題に的確に対応できる人員や職員配置の整った組織運営が行われている状態 ・ 効率的な行政運営が行うことのできる組織機構が構築されている状態 ・ その状態をつくり上げることで適正な定員管理を行い総人件費が抑制されていること。 <p>（定員適正化計画の目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度当初295人 → 平成27年度当初277人
市関与の必要性	
市政の運営体制であり、市の責任である。	

解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）

年度	行政サービスの提供システムの見直し		組織運営の見直し		組織機構改革その他の改革		定員適正化計画の実施(年度当初職員数)		職員人件費(臨時、嘱託人件費含む)(百万円)		対21年度職員人件費(臨時、嘱託含む)2,697百万円からの縮減額(百万円)		改革項目の具体的な実施状況と今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21								295人		2,697			第2次集中改革プランを策定し、H22当初職員数の計画数を300人⇒295人に変更するとともに、H27職員数を277人とする計画とした。
H22							295人	295人		2,645		-51	職員数を10人削減し、H23年度当初職員数を、目標値289人に対し285人とした。
H23							289人	285人		2,607		-89	職員数を4人削減し、H24年度当初職員数を、目標値285人に対し281人とした。限られた職員数にあつて総合企画調整機能の強化を目的とした大規模な機構改革を実施した。(企画課と財政課の分離等)
H24		給食センター民営化				企画部門と財政部門の分離	285人	281人				-105	部課長懇談により、各部署の意見聴取を行い、適正な人員体制に対応する。採用募集要綱を工夫(社会人経験・住所要件)し、採用試験応募者数及び職種ごとの応募者を確保する。人事評価制度の再構築に着手する。
H25							283人	(282人)				-101	
H26							280人	(278人)				-109	

《集中改革プラン項目シート》

項目		農業集落排水事業と公共下水道事業の再編	項目番号	22
			所管	建設部上下水道課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>昭和58年に中割地区農業集落排水事業に着手して以来平成19年度の竜東中部地区の処理場の供用開始をもって農業集落排水事業の整備事業が完了した。施設整備から維持管理の時代に移行する中で、各地区の使用料金や加入分担金等に格差があり今後利用者の世代交代等により建設当時の料金設定や考え方などへの理解が薄れ、各地区農業集落排水利用者間や公共下水道利用者との不公平感が生じる懸念がある。</p> <p>全市全戸下水道化の理念、農集、公共下水の将来にわたる適切な維持管理運営、利用者間の公平性の確保等の観点から、農集における料金の統一と従量制への転換が必要であり、関係者との議論、協議が必要な時期を迎えている。（使用料金の設定や徴収方法にも各地区独特な方式があり長期的課題である）</p> <p>汚泥処理施設クリーンピア駒見は、当初予定の汚泥量の搬入がないため（使用料収入減）、一般財源からの補填が年を追う毎に増加する傾向にある。また年々大規模な修繕が増えてきている。そのため料金改定について検討すべき時期を迎えている。</p>	<p>長期的課題 ①竜西5地区の料金の統一 ②従量制への移行</p> <p>短期的課題 ①クリーンピア駒見 汚泥処理費の改定等安定的維持運営の確保</p> <p>県の指導により「水循環・資源循環のみち2010構想策定」に基づき、下水道エリアマップや汚泥の資源循環、下水道経営について現在まとめている。</p> <p>まとめの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中割地区、南割地区、北割北地区、北割南地区については、公共下水道に統合 ・竜東南部地区については、竜東中部地区に統合 ・クリーンピア駒見 汚泥処理施設については、農集排が公共下水等に統合されれば、廃止する方向で検討する。
市関与の必要性	
<p>料金の統一や従量制への転換や住民説明については、市の責任である。農集排汚泥は飯島町、中川村との調整が必要で有るため、市が関与しまとめる必要がある。</p>	

解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）

年度	竜西地区の料金の統一 研究・該当管理組合との協議		クリーンピア駒見 汚泥処理費の改定		施設使用料(3市町村分) (千円)		汚泥処理量 (t)		施設維持管理費 (千円)		一般会計からの繰出金 (千円) (下段:使用料見直ししなかった場合の繰出し金額)		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21													
H22	竜西5地区の料金の統一		関係団体	基本方針策定	14,112	14,192	640.0	643.7	34,658	32,068	12,809	12,809	クリーンピア駒見汚泥処理費の改定について関係団体(地元管理組合、飯島町、中川村)と協議を行い、平成24年度を改定初年度とする基本方針の策定を行った。
H23		料金統一	準備	答申	14,536	14,435	659.2	654.9	33,785	35,410	15,665	15,665	・クリーンピア駒見汚泥処理費の改定について関係団体と協議を行い、議会全員協議会、上下水道事業運営審議会で、汚泥処理単価29,400円/tとし、平成24年度を改定初年度とする答申を得て改定した。 ・竜西地区の料金の統一を行った。
H24				新料金移行	料金改定	19,021		647.0		37,318		13,700 (17,232)	
H25					19,185		652.5		38,511		14,464 (18,028)		
H26		従量制			19,351		658.2		38,755		14,522 (18,117)		

《集中改革プラン項目シート》

項目番号		24
項目	公設地方卸売市場事業の再構築	所管 産業部 農林課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>【検討課題】公設卸売市場は事業収益構造が低下し運営が赤字化している。市内直売所等との住み分け、事業継続の必要性を検討する。</p> <p>【定期監査要望事項】一般会計からの繰入金を最小限にするために、取扱量の増加が急務となっている。存続を前提に検討されているが、卸売市場活性化計画の見直しや市場を市民に積極的に広報する等、あらゆる視点で研究し早急に成果が現れるよう鋭意努力されたい。</p> <p>【現状と課題】</p> <p>* 青果物取扱量・額ともに減少し、一般会計からの繰入金が増加している。</p> <p>①生産者の高齢化等による生産の取止めと規模の縮小</p> <p>②市内直売所の開設と量販店の地場産コーナー設置による市場離れ</p> <p>③買受人が固定化しており新規買受人の登録が少ない。</p> <p>④学校給食の取扱量・額は年々増加の傾向にある。</p>	<p>◎直売所開設及び量販店地場産コーナー設置による市場の使命を再検討し、現生産者の生産品の販売や学校給食仲介役などの機能を持たせた新たな施設の検討、及び、市場の存続について、総合的な検討を行う。</p> <p>◎一般会計からの繰入金を必要としない経営を目指す。</p> <p>①取扱額・量の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者の掘り起こしを行い、出荷依頼の体制を整備する。 ・学校給食食材の取扱量を増やす。 <p>②経費の節減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の人件費に努力する。 (H21:嘱託2・臨時2→H22:嘱託2・臨時1) ・その他経常経費の節減を図る。 <p>③活性化計画の見直し（指定管理等検討含む）</p>
市関与の必要性	
<p>①生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。（条例）</p> <p>②農業振興（生産者約400名）、商業振興（買受人47名）及び地産地消の推進（消費者）</p> <p>③学校給食食材の取り扱いの仲介役を担っている</p>	

解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）													
	一般会計繰入金 の減 (千円)		青果物取扱金の 増 (千円)		人件費の抑制(臨 時1名減) (千円)		修繕費の減(屋根 の補修完了) (千円)		活性化計画の見 直し		新たな機能及び 存続の検討		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21		5,316		68,812		8,999		437					
H22	3,570	2,107	80,000	89,877	▲ 1580	7,744		438					人件費の抑制 臨時職員1名減（4人→3人） ・学校給食食材の取扱い増加 ■一般会計繰入金:2,107千円(目標3,570) ■取扱金:89,877千円(目標80,000)
H23	3,170	2,312	80,000	80,159	▲ 1580	7,439	▲ 400	110					・関係者の努力で、人件費を抑制した。 ・修繕費も施設の管理をこまめに行い低く抑えている。 ■一般会計繰入金:2,312千円(目標3,170) ■取扱金:80,159千円(目標80,000)
H24	2,750		85,000		▲ 1580		▲ 400						・農業振興に資する出荷者、商業の活発化や地産地消に寄与する買受人や消費者に対する展開は現状維持にとどまることは否めない。 ・一般会計からの繰出し金をどの程度まで市が負担するか見極める。
H25	2,750		85,000		-1580		▲ 400						
H26	2,340		90,000		-1580		▲ 400						

《集中改革プラン項目シート》

項目番号		25
項目	別荘地管理体制の見直し	所管 産業部商工観光課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>1. 現在、177区画中、4区画未契約有</p> <p>2. 契約更新について：昭和60年近辺で30年の契約更新をした方がほとんどで、あと数年で契約更新となるが、別荘所有者の世代交代等により、今後空き状態の増加も予想される。</p> <p>3. 土地所有者（光前寺）と市の関係は堅持しつつ、別荘地全体の安定的な管理と、さらにきめ細かなサービスの提供が求められている。</p> <p>4. 下水道整備も実施されることから、将来のインフラ再整備に向け、一定の資金確保策も検討する。</p> <p>5. ごみ処理の徹底等の課題もあり、外部委託等も含め別荘地管理業務の望ましい姿を検討する。</p>	<p>【長期目標】 豊かな自然環境の中で、静かに自然とのふれあいを求めて訪れてくださるお客様に、安心してゆっくり心と体を休めていただくことのできる環境を提供する。</p> <p>【改革目標】 優れた自然環境に磨きをかけ、インフラ整備を進めながら、安定したきめ細かなサービスの実現により、別荘地エリアの付加価値を上げ、駒ヶ根高原全体のイメージをより一層向上させる。 そのために、別荘地の管理を、外部委託等も含めて望ましい姿を検討し、サービスの行きとどく方式に移行する。同時に、将来のインフラ再整備に向け、一定の資金も確保する。</p>
市関与の必要性	
市が光前寺より土地を借り受けて、別荘地として貸し付けを行っていることから、市の関与が必要。	

解 決 へ の プ ロ セ ス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

	満足度調査		権利者、関係者との協議		インフラ整備 地デジ難視聴解消 下水道整備		管理体制の見直し、新方式検討・移行		一般会計への繰出金 (千円)		未契約区画		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21										3,844		4	
H22	↓	↓	↓		地デジ	↓				3,910	4	6	地デジ難視聴地域解消工事、満足度調査実施 一般会計への繰出金 3,910千円
H23			↓	↓	地デジ	↓				3,852	4	6	地主、関係者と協議の結果、特別会計による市の関与は継続 地デジ難視聴地域解消工事の継続、下水道接続 一般会計への繰出金 3,852千円
H24					下水	↓						4	別荘地の利用者へのサービス向上を最優先におき、一般会計への繰出金のうち、環境整備にかかる管理業務(契約や地代の収受などの権利関係の業務は除く)を、特別会計から直接一般社団法人駒ヶ根観光協会に委託する方向で調整する。
H25	↓	↓						管理委託		H25から事務費相当のみ繰り出し (1,000)			
H26										(1,000)			

《集中改革プラン項目シート》

項目番号											27			
項目											所管		教育委員会子ども課	
現状と課題											あるべき姿（目標）			
<p>・赤穂学校給食センター第1調理場と竜東学校給食センターは、施設の老朽化が激しく特に第1調理場は限界の状況にあり、平成23年度で補助金申請24年度建替えが予定されている。</p> <p>・給食センターの運営については「第1次集中改革プラン」の中で、施設建設時には、多様な民間活力の活用についても合わせて検討し効率的な管理運営体制の構築が求められており、平成21年度に「給食センター在り方市内検討会」を設置し検討した。</p> <p>・食育の推進が叫ばれるなか、学校給食法が大幅に改正され、学校給食における食育の推進が強く求められるようになった。また、市食育推進計画は学校給食センターを中心に実践されており、「食育ミニ授業」「弁当の日」「地産地消への取り組み」などの活動は大きな成果をあげている。</p> <p>・これらの学校給食の理念を損なうことなく、給食財団が調理業務を行っていく体制を作ることが課題である。</p>											<p>・給食財団に学校給食調理業務すべてを委託し、その後、保育園・幼稚園の調理業務を委託する。</p> <p>・赤穂学校給食センター第1調理場を赤穂南小学校に移転新築する。</p> <p>・食育を推進して「お弁当の日」を全児童・生徒で取り組むことにより、食材を選び生きていく力を育む。</p>			
市関与の必要性														
「学校給食に関すること」は、地教行法第23条第11号において教育委員会の職務とされている。														
解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）														
	県内自治体の実態調査、建設・運営方針原案策定		給食センター運営委員会での検討(諮問・答申)		運営方針・建設方針の決定		一般財団法人駒ヶ根市給食財団		第1調理場 設計建設				改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績		
H21		実施												
H22			↓			方針決定				設計建設			学校給食センター運営委員会での検討を経て、第一調理場に替わる新給食センターを平成23年度赤穂南小学校に併設。給食センターにおける給食調理及び保育園の調理業務を、新たに市の出資による財団法人を設立し平成24年4月から順次委託する方針を決定した。	
H23									設立		建設		国の学校施設環境改善交付金で、第一調理場の建設事業費を予算要求し、平成24年の2月24日に交付決定され、工事発注に着手した。平成23年10月に一般財団法人駒ヶ根市給食財団を設立して、24年4月給食調理業務開始の準備をした。	
H24							赤穂第1、第2委託				↓		第一調理場の建設に着手し、25年1月完成を目的に工事を進めている。給食調理業務は一般財団法人駒ヶ根市給食財団に赤穂学校給食センター第1、第2を委託し、順次竜東学校給食センター及び保育園、幼稚園に委託する。 (H26.4竜東学校給食センターを給食財団へ委託)	
H25														
H26							竜東委託						H26.4竜東学校給食センターを給食財団へ委託	

項目番号		29	
項目		所管	
北の原墓地管理体制の確立		建設部環境課	

<p>現状と課題</p> <p>北の原墓地については、使用者の変更及び承継者の変更等管理が出来ておらず、現在の管理者が不明であるのが現状である。その為に、管理組合の設立及び墓地全体の管理を行う対価としての性格である管理料の徴収も困難な状態にある。公衆衛生に配慮し管理の注意義務を持っているにも関わらず、墓地使用者がいつでも使用可能な状態が維持することができない。また、墓地使用の待機者の状態から見て、墓地造成の必要性がある。</p>	<p>あるべき姿（目標）</p> <p>現在の墓地使用者の把握を行うことにより、墓地管理に必要な台帳の整理が行われ、無縁墓地の整理が可能になり、墓地待機者及び使用者がいつでも使用可能な状態を維持できる。また、管理組合の設立により、自律管理のための管理料金の徴収を行い使用者自らが管理を行うことができる。</p>
<p>市関与の必要性</p> <p>平成12年に都道府県及び市町村のすべての事務が自治事務となり墓地行政の役割が大きくなった</p>	

解 決 へ の プ ロ セ ス(方策)・ 進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

	墓地使用者の把握・無縁墓地整理		組合設立 新墓地・西墓地		組合設立 南墓地・中墓地		組合設立 北墓地		墓地管理設立による経費削減		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績		
H21												
H22	使用者把握	新、西、南	設立		調査準備		調査					管理組合設立に向けて、北の原西墓地及び新墓地に設立準備会を設立し、規約等の検討を行った。名簿の整備は22年度中に3地区分が終了した。
H23	無縁墓地整理	使用者把握	設立		設立		調査		準備設立			北の原新墓地及び西個人墓地について管理組合を設立し、西墓地については管理費を徴収し、自律管理に向けて動き出した。また、南墓地については、最終所有者調査を行い、新年度管理組合設立する準備が整った。 北の原北墓地――台帳と使用者が大きく異なるため、現状把握のための地図を作成
H24				自律管理			設立			30		北の原南墓地――12月代表者会の開催、年度末設立総会の開催 北の原中墓地――現在使用者の調査中、1月代表者会、年度末設立総会 北の原北墓地――整備方針の確認(H26年度管理組合設立)
H25								調査		100		北の原北墓地――H25年度に管理組合設立に向け調査・台帳整備
H26								準備設立		100		北の原北墓地――H26年度管理組合設立

《集中改革プラン項目シート》

項目		社団法人 駒ヶ根伊南広域シルバー人材センター	項目番号	32
			所管	民生部 保健福祉課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行い、高齢者にそのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又は特別な知識や技能を必要とする軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動など様々な社会参加を通じて、高齢者の健康保持と生きがいのある生活を実現し、地域社会の福祉の向上・活性化に貢献しており、高齢化率が25%を超える超高齢化社会に入ってきている現在、高齢者の就業機会の確保・促進の役割を果たしている。</p> <p>運営は「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参加によって運営されており、平成元年の発足時160人程であった会員数は平成21年度末では615人に、受注件数も約4,500件、受注契約金額は3億7千万円余に伸びてきているが、近年では会員数の伸び悩みと経済不況の影響を受け減少傾向にある。国からの交付金も22年度以降は減額されることとなった。</p> <p>○運営費補助金（H21） 国交付金 14,500千円 市町村補助金 14,500千円（うち市約7,500千円） ※国交付金 H22 13,700千円</p>	<p>高齢者福祉施策としてシルバー人材センターの役割は重要である。独立した経営組織として必要な努力を最大限行うように指導・監督を行うとともに、その維持継続に向け支援を行っていく。福祉施策としての効果目標、経営体としての経営目標を持つ。</p> <p>(1) 多くの高齢者の生きがい・健康づくり ・会員拡大 H25 670人、H26 700人</p> <p>(2) 地域貢献 ・臨時的で質の高い労働力で地域経済に寄与する ・地域内の支え合いの担い手として活動する。</p> <p>(3) 健全な財政運営 ・売上げの拡大 ・適正な事務手数料収入確保 ・経費の削減</p>
市関与の必要性	
<p>高齢者の就業機会の拡大や生きがい作りは、急速に高齢化が進む中で今後ますます必要性が高まってくるもので、市行政としても重要な課題である。</p>	

解決へのプロセス(方策)・進行管理													(手段・実施時期・各年度目標)	
項目	会員自らによる新規会員開拓 会員数		就業率(%)		就業開拓、事業 拡大 (受注件数)		組織の見直しと 活性化、事務局 体制の充実		事業収入 支出 差額		国交付金 (市補助金)		改革項目の具体的な実施状況と今後の取り組み内容	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績		
H21		615		110.9		4,548			408,192 411,706 △3,513		14,500 (7,500)		H20～24 中期5か年計画により事業実施	
H22	630	618	100% 以上	112.3	5,100	4,692		支所統 合	486,372 484,488 1,884		13,700 (7,500)		国の事業仕分けによる補助金削減もあり、自立運営計画の検討を行い、運営経費の削減に取り組み、3,889千円の削減を実施した。 H22.10～ 支所統合	
H23	640	621	↓	110.6	5,200	4,838		公益社団 法人化 (H23.4)	455,803 455,153 650		10,650 (7,500)		・平成23年4月1日公益社団法人として新たに発足 ・国の補助金が更に削減される中、自立運営計画の見直しを行い、運営経費の削減に取り組んだ。民間事業所からの受注減少を補うため、多岐にわたる一般家庭からの受注に積極的に取り組み、一般家庭分前年度対比6.2%の増となつ	
H24	635 650					5,300						7495		就業拡大強化月間を設け、会員増加、仕事拡大を図る。第2期中期5か年計画を策定し、自主的運営に努める。引き続き、自立運営計画の見直しを行う。
H25	670											7495		
H26	700										7495			

《集中改革プラン項目シート》

項目番号		33	
主所管		教育委員会社会教育課	
項目	財団法人 駒ヶ根市文化財団		
現状と課題		あるべき姿（目標）	
<p>総合文化センターの管理運営については平成18年度より指定管理者制度を導入。市が全額出資する財団法人駒ヶ根市文化財団を管理者とし、柔軟な勤務体制による土日祝日や夜間閉館への対応、総人件費の抑制、有資格者（専門職）の雇用によるサービスの充実など一定の成果を上げている。</p> <p>一方で、財団の人件費はすべて市が助成しており、主要な役員を市理事者・幹部職員で占めているなど市の関与の度合いが高く、自立性が十分とは言えず、もう一段の民間法人らしさ（更なる柔軟で効率的な運営）が求められている。</p> <p>また、国の公益法人制度改革に対応し、公益認定を受けるか否かの方向付けを急ぎ、移行手続きを開始しなければならない。</p> <p>行政運営の視点とは一味違った、より柔軟な発想と手法による効率的で質の高い施設管理運営を実現するため、財団の創意工夫の余地を拡大したい。真の経営主体にふさわしい理事会組織の活性化と役員体制の見直し、職員体制の充実と人材育成などを柱に財団組織改革に取り組むと共に、非公募で随意指定を受ける指定管理者にふさわしい公益法人としての認定取得する。</p> <p>総合文化センターについては平成23年3月末に現行の指定管理期間が満了するため、その後の管理運営の方法について、22年度に、教育委員会において方針を決定することとしている。</p>		<p>駒ヶ根市の文化・芸術・教育の拠点施設である総合文化センターの管理運営が、長期的な視点で安定的継続的に行われる必要があることから、教育委員会は、管理者が頻繁に変わることはないよう、指定管理者を非公募・随意指定で選定するとともに、市民サービスの目標を明確にする。</p> <p>一方、指定管理者である駒ヶ根市文化財団は、国の公益法人制度改革を良い契機として、公益財団法人への移行を目指すこととし、その取り組みを通じ、法人としての資質の向上を図り、自立した法人運営、柔軟な発想と創意工夫の発揮、効率的な施設運営、人材育成と専門家集団の形成、職員の使命感・モチベーションの高揚などを実現し、市民サービスのより一層の向上と文化・芸術・教育行政の推進を図る。</p> <p>具体的な目標として、文化会館自主事業の見直しによる集客向上と収支改善、より時代に適合した講座事業の見直し、施設稼働率の向上、図書館・博物館の利用増、複合施設のメリットを活かした特色ある事業の展開があげられる。</p>	
市関与の必要性			
<p>文化芸術・社会教育行政における拠点施設を管理運営する財団であり、根幹部分(政策決定)での市教委の関与は欠かせない。</p> <p>利用料収入を前提としない機関(施設)もあり、指定管理者制度導入の利点をどこに求めるか精査が必要。</p>			

解決へのプロセス(方策)・進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)													
年度	指定管理期間満了後の管理運営方針の策定と次期指定管理者の選定		次期指定管理期間(現行5年・22年度末まで)		財団活性化プランの実行 財団組織改革		公益法人認定取得(H25.11月が移行期限)		公益財団法人移行				改革項目の具体的な実施状況と今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21													
H22	↓	・指定管理者選定 方針の見直し ・次期管理者の指定	↓	次期指定管理者の選定	↓	・理事会 評議員会 組織改革 ・自主事業見直し	↓	公益法人化を機関決定					<ul style="list-style-type: none"> ・理事会改革(理事増員、業務執行体制の確立) ・評議員会改革(評議員選出母体団体の見直し、評議員会の権能見直し) ・館長の決裁権の見直しと職制の確立 ・職員研修の充実と事務改善 ・公益認定取得に向けた定款素案づくり ・指定管理者として再指定(H23～27年度) ・サービス目標の具体化と新たな事業の展開
H23			↓	指定管理期間更新 H23～28	↓	・開館25周年記念事業	↓	・新会計基準適用 ・定款、重要規程の案作成					<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年公益法人会計基準への移行 ・定款及び重要規程の案の作成 ・県との事前協議 ・移行申請書類(案)の作成 ・開館25周年記念事業の実施(事業の充実)
H24							↓						<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人認定申請書類提出(8月22日) 現在県において審査中(平成25年4月1日公益法人認可予定)
H25									↓	移行登記			<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日公益法人認可予定
H26			↓						↓				

《集中改革プラン項目シート》

項目		駒ヶ根市土地開発公社	項目番号	34
			所管	総務部 財政課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>現在、第2次経営健全化計画（H18～H22）により保有土地の縮減を図っているが、経済情勢等により工業団地及び住宅団地の販売不振が続いているほか、公有用地についても市の再取得が進んでいない。</p> <p>保有が長期化することは、土地の維持管理費用及び借入利息の発生により公社及び市の財政に大きな負担となる。</p> <p>保有土地のさらなる縮減に向けて、第3次経営健全化計画を策定し、計画的で速やかな土地処分を行っていく必要がある。</p>	<p>第3次経営健全化計画（H23～H27）により、</p> <p>①公共用地は、期間内に全て市が再取得するか、市の全額差額負担による民間処分によって皆無となっている。</p> <p>②住宅団地のうち赤須ヶ丘タウンについては、販売促進活動の強化や環境整備の効果により計画期間内に完売している。</p> <p>③現在貸付中の工業団地（上の原・千丈東）は、貸付期限内で処分が行われている。</p> <p>④上の原・下平工業団地の早期処分完了を目指し減少している。</p> <p>⑤新たな用地取得（公共用地）は、具体的な処分見通しのあるもの以外は行っていない。</p> <p>【H24見直し】 H23～H24に渡り、第3セクター等改革推進債の活用による解散を含め、土地開発公社のあり方を検討した結果、3セク債の活用はしないものの、引き続き上記目標を目指すこととした。計画期間内の目標達成が困難な場合でも、駒ヶ根市の財政状況に応じて支援を行い、一定期間での負債の解消を行っていく。</p>
市関与の必要性	
<p>市が取得依頼した土地は市の責任において再取得する。販売用土地についても市の施策と連携して早期の処分を行い公社財政及び市財政を健全化する必要がある。</p>	

解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）（単位：千円）																				
	用地の再取得(市)		売却差損の損失補填(市)		企業立地支援金(市)		工業団地の公共用地分取得(市)		赤須ヶ丘タウンの処分(民間)②		貸付中工場用地の処分(民間)③		工業団地の処分(民間)④		その他保有地の処分(民間)		年度末見込保有額		健全化率(年度末保有額/標準財政規模)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
H21																				31.86%
H22			6,500	7,726			50,000		40,000	59,362			下平 80,000	59,362	1,600		2,829,500	2,845,556	26.00%	29.54%
H23	118,000	116,820	11,000	5,522	23,000	46,454	9,300	9,278	70,000	40,131			下平 10,720	40,131	18,000	4,076	2,377,000	2,510,905	27.00%	27.73%
H24	83,000		9,600		23,000		9,300		70,000		17,000				2,700		2,190,000		24.00%	
H25	33,000		39,400		23,000		9,400		70,000						29,700		2,073,000		22.00%	
H26	33,000		9,600		6,400				70,000		295,000		上の原 165,000				1,491,000		16.00%	

改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容

H22	<ul style="list-style-type: none"> ・保有簿価28.5億円 ・都市圏での相談会やそれを受けての体験会を開催する中で赤須ヶ丘タウンの6区画を売却した。 ・赤須ヶ丘タウンの6区画売却に伴う売却差損の2分の1は市が損失補填した。(7.7百万円) ・下平工業団地の公共用地(公園・調整池・道路)を市が取得した。 ・当初計画にある下平工業団地の民間(日進乳業株)への処分はH23となる。
H23	<ul style="list-style-type: none"> ・保有簿価25.1億円 ・赤須ヶ丘タウン4区画を売却し、売却差損の2分の1は市が補てんした。(5,522千円) ・下平工業団地の一部について誘致企業との精算を完了した。 ・菅の台及び中割原の一部を市に売却した。(菅の台山林3058㎡:92,767千円、中割原原野2473㎡:24,053千円) ・田舎ぐらし推進協議会を設立し、官民一体となった定住促進に向けての活動を行った。 ・定住化促進事業として東京等で「U・Iターン相談会」を9回開催(参加者122組169人)、当地において「駒ヶ根体験ツアー」を5回開催(参加者33組54名)した。
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・赤須ヶ丘タウン8区画及び他住宅団地の区画売却を目指す。 ・下平工業団地等への企業誘致に取り組む。 ・市の財政状況に応じた土地の売却を検討する。 ・定住化促進事業として、引き続き、東京等で「U・Iターン相談会」及び当地での「駒ヶ根体験ツアー」を開催予定。 ・土地開発会社のあり方を検討した結果、3セク債の活用はしないものの、引き続き上記目標を目指すこととした。
H25	
H26	

《集中改革プラン項目シート》

項目		財団法人 駒ヶ根市開発公社	項目番号	35
			所管	総務部 財政課
現状と課題			あるべき姿（目標）	
<p>中心市街地活性化等を目指す駅前再開発に伴い再開発ビルをユニーへ貸し付ける（昭和59年）に当たり、公社が市から土地・建物を取得し民間地権者を含む代表として貸付けを行った。契約途中でユニーが撤退（平成8年）し、その後国の補助事業により市が建物を取得し再整備事業（平成11年リニューアルオープン）が行われたが、土地が補助対象外だったため個人所有地は公社が取得して現在に至る。</p> <p>公益法人制度改革関連法が施行（H20年12月）され、平成25年11月までに新法人に移行するか解散を選択する必要があるが、新法人への移行には資産の時価評価を行う必要があり、地価下落による実質的な債務超過状態では移行できない。債務を解消して新法人へ移行するか、解散するか判断が必要となっている。</p>			<p>公社は一定の役割を終え今後の新たな事業展開も考えられないため、第3セクターの抜本的改革を進める観点から、新法人への移行期限までに公社は解散している。</p> <p>解散時には、市が土地取得と残債務の整理を行う。</p> <p>（プラン策定時には、土地取得には、第三セクター等改革推進債を活用することとしていたが、その後の県との協議により起債は不可能となったため、平成25年度に土地の買い取りと残債務の整理を行うこととした。）</p>	
市関与の必要性				
市の施策遂行のために設立された法人であり、保有地は市所有建物の底地となっているため、市の責任のもと3セク改革を行う必要がある。				

解 決 へ の プ ロ セ ス(方策)・ 進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)														
	保有土地の市による取得(起債借入事前協議含む)		法人の解散(解散協議～解散届)		起債償還(当初計画)		長期借入金(百万円)		保有地簿価(百万円)		保有地公示価格換算額(百万円)		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績		
H21		検討		検討				291.7		467.4		114.1		
H22		↓		↓				291.7		467.4		106.7	・平成22年11月26日の全員協議会の折に駒ヶ根市第2次集中改革プランについての中で状況を説明。資料を提示。	
H23					解散を決定				289.1		467.4		106.7	・県協議の結果3セク債を起債しないこととした。 ・市及び財団は、H25に一般会計に2.9億円を予算化し、同年9月に負債整理及び土地処分を行い解散することに決定した。
H24	290,000													
H25	290,000	取得する	解散		-30,000	(起債しない)								
H26					-30,000	(起債しない)								

改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容	
H22	<p>経営改善計画を作成、実行 経常利益 △24,349千円 ビューホテル四季 △12,706 すずらん荘 △6,271 こまくさの湯 △5,372</p>
H23	<p>経営改善計画を作成、実行 経常利益 △9,872千円(目標6,000千円) ビューホテル四季 △1,679 すずらん荘 △4,436 こまくさの湯 △3,757</p>
H24	<p>社内経営改善計画の実施により、一定の効果があつたが、すずらん荘、こまくさの湯の経営が悪化している。 こまくさの湯は、燃料費の高騰が、経費節減額を大幅に上回る結果、赤字経営が余儀なくされている。</p> <p>指定管理施設への設備投資を指定管理受託者が行い、減価償却している実態もあり、指定管理と設備投資の関係を再整理する。</p>
H25	
H26	

《集中改革プラン項目シート》

項目番号		37	
項目		所管	
駒ヶ根高原温泉開発株式会社		産業部商工観光課	

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>4か所の源泉を有し、日帰り入浴施設を含む13施設に配湯している。 平成19年に新たに源泉を確保し、宿泊、入浴施設への配湯を増やし、安定した湯量と泉質の保持に努めているが、恒常的にポンプの故障等の危険をはらむ中で、引き続き施設の良好な維持管理に努めなければならない。 また、安定した湯量の確保のため、中期的に新たな源泉の発掘が必要である。 長期借入金残高312百万円の返済と合わせより効率的、安定的な経営が求められる。</p> <p>中期計画 温泉使用料（年額） 25,364千円 入湯税による財政支援 46,000千円（内宮田村4,000千円） 発行済株式数 1,800株 額面50,000円 株主5 うち市 600株</p>	<p>債務超過とされない経営が求められる。</p> <p>長期的な経営計画に基づき、適正な維持管理と、計画的な源泉の確保による安定的な配湯を維持していく。 （引き続き入湯税による財政支援が必要）</p>
市関与の必要性	
筆頭株主として、更に観光振興策を進めるうえでも重要な要素である。	

解 決 へ の プ ロ セ ス (方策) ・ 進 行 管 理 (手段・実施時期・各年度目標)
温泉使用料、入湯税の収入状況、揚湯の状況、施設の状況を毎月確認の上管理し、長期計画との整合を図る。
毎年の決算においては適正な利益を確保する。

	長期借入金残高 (千円)		短期借入金残高 (千円)		借入金残高 (千円)		新源泉調査		新源泉掘削		入湯税財政支援 (千円)		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21												42,000	
H22	268,720	268,720	21,000	21,000	289,720	289,720					40,000	40,000	駒ヶ根高原温泉開発(株)における経営改善の検討
H23	239,000	239,000	25,000	23,000	264,000	262,000					42,000	41,814	4号井ポンプ故障入れ替えに伴う特別損失4,638千円を計上
H24	191,304		25,000		216,304		↓				42,000		長期借入金完済までは、入湯税相当分の財政支援を継続し、経営体質を強化、新源泉掘削は、平成26年度以降、市による損失補償が不要の範囲で行う。
H25	143,608		25,000		168,608				↓		42,000		
H26	96,512		25,000		121,512		↓				42,000		

《集中改革プラン項目シート》

項目		伊南行政組合の効率的運営の確保		項目番号	38-1								
項目		伊南行政組合の効率的運営の確保		主所管	民生部保健福祉課、建設部環境課								
現状と課題 常備消防、昭和伊南総合病院、衛生センター、火葬場、不燃物処理、伊南福祉会補助（一部）の6事業を実施。各分野における効率的運営に寄与している。 大きな課題として、病院事業の経営健全化、消防広域化、利用率低下に伴う衛生センターの効率的運営がある。不燃物処理場は将来的に上伊那広域化される予定であり、今後、処理場の解体、跡地利用等の検討を行っていく必要がある。伊南福祉会補助はH30年度でフラワーハイツ建設償還が終了する。				あるべき姿（目標） 伊南行政組合としての自立性はあるが、新たな事業展開などの場合は、構成市町村として必要性や有効性について具体的に検証するなどの責任を果たす。 1 病院事業 地域医療・救急医療を担い住民の安心を確保 2 消防事業 住民の安心の確保と共に、大規模災害時に効率的な運用が図られる 3 伊南聖苑 指定管理者制度のより効率的な運用が図られる 4 衛生センター 施設の老朽化に伴い将来構想を確立する 5 不燃物処理 広域処理体制後の計画について確立する 6 伊南福祉会 各施設が自立運営できている									
市関与の必要性 伊南福祉会を除く5事業は行政の本業業務であり、効果的効率的実施に市が関与すべきである。													
解 決 へ の プ ロ セ ス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）													
	予算・決算における需用費等のチェック		3ヶ年計画・予算時のヒアリング		1 病院事業 改革プランへの支援(追加繰出:千)		負担金 (百万円)		3 伊南聖苑 ・火葬(件) ・使用料(千円)		4 衛生センター 稼働率		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	予測値	実績	
H21						144,000		1,189		796 13,956		42.20%	1 病院事業 H21.2策定の病院経営改革プランに基づき事業開始 H21.4 地方公営企業法の全部適用となる 決算 8年ぶりの黒字(140百万円) 2 消防 中南信消防広域化協議会で検討(H20.9～)
H22					144,000	144,000		1,179		778 14,564	41.20%	38.90%	1 病院事業 決算黒字 238百万円 2 消防 H23.2 中南信消防広域化協議会休止
H23					144,000	144,000		1,235		796 14,511	38.90%	36.80%	1 病院事業 H22年度に引き続き黒字決算(234百万円) 2 消防 H23.7 上伊那消防広域化研究会設置
H24					144,000						34.60%		1 病院事業 救命救急センター指定替え、回復期リハ病棟開設、電子カルテ運用開始と病院機能の変更と充実が進められ、引き続き住民の安心の確保のため支援を行う。 次期改革プランの検討開始(現改革プラン・地域医療再生事業 H25まで) 2 消防 H24.7 広域化協議会設立し上伊那広域化を目指し調整開始 3 伊南聖苑 次期指定管理者更新手続き 4 衛生センター 将来像について伊南担当課長会議開催
H25					144000						32.90%		1 病院事業 改革プラン・地域医療再生事業(最終年) 基準外繰出し(最終年) 地域医療再生事業拡充版によるヘリポート設置事業 2 消防 広域化を目指し調整(H27.4 上伊那消防広域本部設立予定) 広域消防運営計画決定 ・消防救急無線デジタル化工事(～H26)
H26											31.20%		2 上伊那広域消防移行準備

項目番号		42	
項目	文化施設と観光等産業連携の推進	所管	産業部商工観光課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>1. 市内の教育文化施設の利用率の向上が叫ばれているが、各所管毎の対応の中で伸び悩んでいるのが現状である。</p> <p>2. 運営経費に対する利用料収入が低いことは、施設の性格上やむを得ない面があるが、利用率の向上は所管の垣根を越えた様々なアプローチにより向上する可能性がある。</p> <p>3. 教育文化施設についても、観光的な側面、産業連携的な側面から見直すことにより、新たな可能性を模索する必要がある。</p>	<p>シルクミュージアムなどの産業施設と、おもしろかっぱ館などの教育文化施設が、地域全体の共有財産として互いに連携し、それぞれの価値を高めあいながら、地域文化の伝承と経済の活性化に寄与している。</p> <p>気の里などの資源を活用し、中沢・東伊那～中心市街地～駒ヶ根高原の一体的な動線を作り上げ、観光資源として活用されている。</p>
市関与の必要性	
市民の貴重な文化的な財産であり、これらを守り活用していく上で、市が関与することが必要。	

解 決 へ の プ ロ セ ス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）

1. 半期ごとに進捗状況を検証し、次半期の行動計画に反映させる。
2. 収支状況について月毎に検証し、営業計画に反映させる。

	施設ごとの課題整理		連携による誘客の検討、素材の収集		誘客メニューの作成、誘客								改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21													
H22	↓	↓	↓	↓									検討主体の検討、課題の整理
H23			↓	↓	↓								気の里との連携による誘客の検討。 着地型観光の推進、産業観光の検討等
H24					↓								(一社)駒ヶ根観光協会を中心に、気の里や文化施設を組み込んだ観光コースを作成、情報発信
H25													
H26						↓							

改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容	
H22	<p>利用料・負担金収入 7,293千円 入館者の増加対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストランとのタイアップ ・展示室等の照明のLEDへの変更 ・レストラン機能強化(改装工事) ・指定管理の検討 ・クラフト体験事業効率化(体験メニューの絞込み)
H23	<p>利用料・負担金収入 6,681千円 入館者の増加対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン利用者の増加に伴う相乗効果を期待したが入館者は逆に減少した。 ・レストラン機能強化…改装工事や、指定管理者の努力で利用者は前年度比108%となった。 ・指定管理の検討…25年度以降 ・クラフト体験事業効率化(体験メニューの絞込み) <p>館長: 正規職員→嘱託職員</p>
H24	<p>設置目的である「地域間交流拠点施設」としての位置づけと、10年を経過した現段階での役割を明確にし、農村公園中核施設の一端を担える施設として存続するため、収支構造の改善方向を探る。</p> <p>具体的には、基金残(23年度末67,611千円)を見据え、「竜東農村公園活性化検討委員会」において、総合的に検討する。</p>
H25	
H26	

《集中改革プラン項目シート》

項目		項目番号	46
認知症予防プログラムの推進		所管	民生部保健福祉課

<p>現状と課題</p> <p>超高齢化社会を向かえ、医療費・介護費にかかる財政と保険料負担の増大という問題と、地域に住み続けることの難しさという問題が大きくなっている。</p> <p>これらを解決するためには、医療・介護・住宅・予防・福祉を包括した課題を、家族・地域・介護事業者・医療機関・行政といった関係者全体で解決する「地域包括ケア・システム」の構築が必要とされている。とくに認知症の介護においては、予防から看取りまで地域・関係者全体でのケアが必要であり、当市で増加が顕著となっている認知症への対応が重要である。</p> <p>このような事情で、当市では、まず認知症を切り口として、地域包括ケアの構築を進め、順次、様々なニーズに対応していくことを、高齢化社会に対応する「地域包括ケア・システム」構築への道筋と考えている。</p>	<p>あるべき姿（目標）</p> <p>認知症対策を切り口にして、「地域包括ケア・システム」を構築するために、次のような道筋を描く。</p> <p>(1) 認知症介護ビジョンの策定 ⇒(2) 認知症対策プログラムの推進 ⇒(3) 認知症対策で、医療・介護・保健予防・地域での支援の連携の構築 ⇒(4) 他の介護原因に対して地域包括的な連携の拡大 ⇒(5) 地域包括ケア・システムの構築</p> <p>認知症予防プログラムの推進は、この(1)(2)(3)段階のことであり、具体的には、以下のような状態である。</p> <p>①ビジョンが策定され、事業が明確に示されている。 ②地域の活動拠点が整備され、担い手の養成が進み、多くの協力者がいる。 ③保健・医療・介護の連携システムが構築できている。拠点病院が存在する。 ④地域が保健予防・介護予防・地域ケアなどの活動を積極的に実施している。 ⑤認知症予防・早期治療・介護・生活支援が関係者全体の協力できている。</p>
<p>市関与の必要性</p> <p>認知症予防プログラムの最終目標である「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるまちづくり」は、市の重要な施策であるとともに、実現手段である地域包括ケア・システムの構築は、市の主導でしかできない。</p>	

解 決 へ の プ ロ セ ス(方策)・ 進行管理 (手段・実施時期・各年度目標)

年度	(仮称)認知症介護ビジョン駒ヶ根版の策定		老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画		認知症サポーター養成		保健・医療・介護の連携体制の構築		介護予防拠点の整備		地域における予防活動		改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21													
H22	↓					2,162人 (H23.5)							認知症介護ビジョンの策定(H23年6月市議会全協で原案報告) パブリックコメントの実施 H23年9月市議会報告の後成案 認知症サポーター養成数 2,162人
H23		策定	↓	策定	5,000人	2,676人		医師部会にて組織化の確認		20			認知症介護ビジョンの策定 医療連携の構築のための医療機関の検討会の開催 認知症を考える市民シンポジウムの開催(750人参加) 認知症サポーター養成 2,676人
H24					3,000人			サポート機関養成かかりつけ医・介護士連携		32		2	認知症医療介護連携事業の実施。(医療・介護の連携構築) 地域巡回リハビリ事業の実施。(地域・医療の連携構築) いきいき交流センター整備、サポーター養成、ほのぼの倶楽部の地域実施
H25					3,500人			連携の充実		37		5	
H26				第6期介護保	4,000人			拠点病院の設置		42		10	

		項目番号	47
項目	可燃ごみの減量・資源化の推進	所管	建設部環境課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>駒ヶ根市では現在、平成20年度に策定した「第2次環境基本計画」に定める持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、次のとおりの取り組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系一人一日当たりの資源物・ごみ排出量の削減 ・家庭系分別資源化率の向上 ・生ごみ資源化による可燃ごみの減量と資源循環システムの構築 ・事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の排出量の削減 <p>しかしながら、平成21年度以降の実績は以下のとおり鈍化あるいは増加傾向となってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人1日当たりの資源物・ごみ排出量 H21 460g、H22 448g、H23 444g ・家庭系分別資源化率 H21 31.9%、H22 31.4%、H23 30.1% ・家庭系可燃ごみ量 H21 3,554t、H22 3,448t、H23 3,496t ・事業系可燃ごみ量 H21 2,165t、H22 2,157t、H23 2,164t <p>このような状況ながら、資源循環型社会の構築によって推進されるごみ削減は、今後進められる上伊那広域連合新中間処理施設の建設費・運営費への影響が大きいため、今後は更に取り組みを進める必要がある。</p>	
市関与の必要性	
<p>ごみの減量化・資源化の施策への取り組み協力を家庭、企業・事業所に積極的に求めていく。 特に可燃ごみ排出量の削減を図り、新中間処理施設の規模縮小と利用負担金の削減を図ることが必要である。</p>	

解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）（単位:千円）

	家庭系可燃ごみ年間排出量		生ごみ堆肥化等による削減量及		広域連合ごみ焼却費負担金の削減効果予測(千円)		堆肥化センターによる処理戸数、処理量		大型生ごみ処理機による堆肥化		農地還元・小型処理機等による自家処理		事業系ごみ排出量の目標(広域連合基本計画)		第2期ごみ減量行動計画の目標(1人1日当り排出g)		目標	実績
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績		
H21				447t		17,880												
H22	3,578t	3,448t	434t	469t	18,300	18,760	家庭560 公32 181t	家庭571 公31 202t	2台 8t	2台 12t	245t	255t	2,606t	2,157t	452g	448g		
H23	3,525t	3,496t	487t	445t	20,500	17,800	家庭1000 公32 227t	家庭571 公31 187t	3台 20t	4台 13t	240t	245t	2,567t	2,164t	443g	444g		
H24	3,481t		596t		25,100		家庭2000 公32 314t		3台 39t		240t		2,526t		435g			
H25	3,431t		637t		26800		家庭2500 公32 358t		5台 39t		240t		2,486t		427g			
H26	3,375t		770t		32400		家庭3300 公32 490t		5台 40t		240t		2,446t		419g			

改革項目の具体的な実施状況 と 今後の取り組み内容

H22	<p>一人一日当たりごみ排出量 448g</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.家庭用生ごみ処理容器への補助 13件 2.家庭用生ごみ処理機への補助 25件 3.生ごみ堆肥化実験参加一般世帯 571世帯 4.生ごみ堆肥化実験参加事業所 31事業所 5.大型生ごみ処理機 2箇所
H23	<p>一人一日当たりごみ排出量 444g</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ごみ減量行動計画の策定 及び 地域説明会(全区対象:38会場実施) 2.家庭用生ごみ処理容器への補助 20件 3.家庭用生ごみ処理機への補助 22件 4.生ごみ堆肥化実験参加一般世帯 571世帯 5.生ごみ堆肥化実験参加事業所 31事業所 6.大型生ごみ処理機 4箇所 7.雑紙専用の回収袋の全戸配布(啓発: 530運動連絡推進協との協働)
H24	<ol style="list-style-type: none"> 1.生ごみ堆肥化実証実験を新たな場所で行う。 2.家庭用生ごみ処理容器の購入補助を行う。 3.家庭用生ごみ処理機の購入補助を行う。 4.大型生ごみ処理機による生ごみ資源化を進める。 5.紙資源物の分別排出の啓発を行う。
H25	
H26	

《集中改革プラン項目シート》

項目番号	52
所管	総務部税務課

現状と課題	あるべき姿（目標）
<p>地方主権改革が進む中、自立した財政運営が求められているが、市政運営にあたり、歳入に占める市税等の収入動向は、財政基盤に大きな影響を与え、税徴収率の向上は必要不可欠な要素である。</p> <p>近年の景気停滞、社会状況及び一部納税者の義務意識の希薄化など、税徴収を取り巻く情勢は厳しくなっている。税徴収率は、経済状況等を斟酌すれば持ち直しているものの、税徴収率向上とりわけ滞納対策は喫緊の課題になっており、公平かつ親切できめ細かな対応に心がけ、市民の信頼と理解を確保できる税制行政に一層取り組むことが求められている。</p> <p>安定的な財政運営を確保するために、徴収率の向上及び滞納額の減額を達成するには、滞納整理部門における、初期の迅速な対応及び徴収体制の維持が重要である。さらに、滞納処分の拡充、公売等の新たな方策についての取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>市税徴収率(現年分) H24に徴収率98.5%を達成し、以後その水準以上を維持する。</p> <p>市税徴収率(滞納分) 徴収率15.0%（過去3年間の平均）の水準を維持する。</p> <p>平成26年度での繰越滞納残高を3億円以下とする。</p>
市関与の必要性	
<p>行政は行財政運営に責任を持ち、市民生活の安定、持続可能な行政経営を行う必要があるが、市税の徴収率向上は、自立した財政運営を目指す中で不可欠な要素である。</p>	

解決へのプロセス(方策)・進行管理（手段・実施時期・各年度目標）（単位:千円）													
	現年分徴収率の向上		現年分徴収率向上(H21対比)による効果額		繰越滞納残高の減少(滞納分調定)		繰越分徴収率		滞納繰越分収入額(下段効果額は15%超過額)		繰越滞納収入の内、差押・公売等による納入額		改革項目の具体的な実施状況と今後の取り組み内容
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
H21		98.20%				394,096		15.42%				518	
H22	98.3%	98.45%	5,000	11,764	360,000	384,435	15%	18.28%	58,000	70,276 (12,610)	5,000	12,662	財産調査を行い、差押件数増(130→250件) コンビニ収納(119,000千円) ■現年分/徴収率98.45%(目標98.3%) 徴収率向上分11,764千円(目標5,000) ■滞納分/徴収率18.28%(目標15%) 収入額70,276千円(目標58,000)
H23	98.4%	98.51%	10,000	14,973		328,000	15%	21.16%	55,000	69,407 (20,207)	6,000	12,920	財産調査を行い、差押件数増(250→350件) コンビニ収納(157,000千円) ■現年分/徴収率98.51%(目標98.4%) 徴収率向上分14,973千円(目標10,000) ■滞納分/徴収率21.16%(目標15%) 収入額69,407千円(目標55,000)
H24	98.5%		15,000				15%		53,000		7,000		徴収率向上と納税者の自主納付意識の向上を図るため、市税等納付催告業務委託によりコールセンターを設置し、早期の納付催告に取り組む。
H25	98.5%		15,000				15%		50,000		8,000		
H26	98.5%		15,000		300,000		15%		48,000		9,000		